いじめ防止基本方針

戸田市立戸田南小学校

目　　次

はじめに　・・・・・・・・　３

第１　いじめの認知に対する考え方　４

第２　いじめの未然防止のための取組　・・・・・・・・　５

第３　いじめの早期発見への取組　・・・・・・・・・・　６

第４　いじめの早期解決への取組　・・・・・・・・・・　７

第５　家庭や地域、関係機関との連携　・・・・・・・・　８

第６　いじめ防止対応校内組織　・・・・　９

第７　インターネットを通じて行われるいじめの対策　１０

第８　いじめ問題にむけての対応フロー図　・・・・　１１

第９　いじめ防止推進法第２８条における「重大事態」の対応について　・・・・・・・・・・・・・・・　１３

第１０　いじめ防止に係る年間行事予定　・・・・・・　１５

第１１　いじめ防止全体構想　・・・・・・・・・・・・　１７

第１２　いじめ防止啓発資料等・・・・・・・・・・・・　１８

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、これまでも「いじめは絶対許さない」ことを基本とし、学校・家庭・地域が連携していじめの防止と対策に取り組んできた。　今回、「いじめ防止対推進法」（平 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条により策定された、「戸田市いじめ防止基本方針」を受けるとともに、法第 2 条や法第 13 条の規定、基本的認識（H 24・9 月戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル）に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市立戸田南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの定義（法第 2 条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

いじめ防止対策推進法第 13 条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

基本認識

○　「いじめは、どの子供にも起こりうる」という基本認識の下、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにしなければならない。
○　「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」との強い認識をもたなければならない。
○　いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行わなければならない。
○　いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していることから、日頃から家庭と密接な連携を図らなければならない。
○　いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であるとの強い認識をもたなければならない。
○　家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組まなければならない。

○　「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
○　「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
○　いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるよう

な、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの様態

○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
○　仲間はずれ、集団による無視をされる
○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○　金品をたかられる
○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

第１　いじめの認知に関する考え方

（1）いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

（2）初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

（3）世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

（4）各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

（中略）

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成２７年８月１７日付け　文部科学省通知】

○　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
○　いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「戸田南小学校いじめ防止対策委員会」を活用して行う。
○　けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
○　いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要である。
○　法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、状況を考えて柔軟な対応をする。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

本校は、上記のいじめに対する定義や基本認識の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、安心安全な学校で「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもち、全力で教育活動に取り組んでいくこととした。

第２　いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにＰＴＡや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

（１）「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感得させる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

①児童理解を深める。
　・児童理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
②学習意欲を高める。
　・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
③個を生かす活動を工夫する。
　・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
④個々の考えを深め、練り上げる。
　・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
⑤指導と評価を工夫する。
　・適切な評価を通し、学習意欲の持続・向上を図る。

（２）大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた共通指導をを行う。

①児童一人一人の心を理解する。
②いつでも担任や学校の職員、地域の人々が見守っているということを知らせる。
③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
⑤学級活動の時間を充実させ、話合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

（３）「心の教育」の推進

児童一人一人が規範意識を高め、自他を認め思いやる心を育むことがいじめ防止につながる。また、自己や集団の在り方及び人権に関する教育を全教育過程を通して行うことが豊かな心の育成につながる。

①道徳教育を要として、道徳科及び全教科等で「命の大切さ」について指導する。
②「いじめのない楽しい学校宣言」を受けた取組を示し、学校全体としての取り組みとして意識させる。
③学校のきまりについて共通理解を図り、きまりを守らせる指導を徹底する。
④いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

第３　いじめの早期発見への取組

いじめは、大人の認識しにくい時間や場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多いことを教職員が認識し、児童の僅かな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって見逃すことなく、早い段階で的確に情報を収集し対応することが大切である。そのためには、教職員間、児童、保護者、地域との信頼関係を深め、ネットワークを構築することが、大人は必ず助けてくれるという認識をもたせ、早期発見へつなげていく。

さ・し・す・せ・そ」の徹底

（さ）最悪の事態を想定し　（し）慎重に　（す）素早く
（せ）誠意をもって　（そ）組織で対応

※早期発見の基本

①児童のささいな変化に気づく。（メモをとる）
②気づいた情報は迅速・確実に共有する。（文書で報告する）
③迅速に複数で対応する。（共通指導を徹底する）

※５Ｗ１Ｈを基本に共有

（ いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように ）

（１）児童のサインを見逃さない
①児童の学校での日常生活を通して、人間関係や力関係の把握に努める。
②児童のつぶやきや会話、作文や日記等から、児童の生活状況や集団における人間関係の実態把握に努める。
③全児童対象の定期的なアンケートや教育相談を実施し、いじめの把握に努める。また、アンケート結果を受け適宜教育相談を行い適切に対応する。
④児童の相談を軽視することなく、誠意をもって迅速・的確に対応する。
⑤表面的に判断したり小さいことだと捉えたりせず、児童の立場に立っていじめの把握に努める。また、自らの判断だけでなく、他の教職員や管理職に連絡・報告・相談を行い判断する。
⑥電話相談窓口等も含め、様々な相談方法を日頃から知らせる。

（２）教職員間の情報共有に努める
①いじめ問題の重大性の認識、いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点等の共通理解を図り、いじめの情報を学年、生徒指導主任、管理職に速やかに報告し、情報共有を行う。
②学級担任だけでなく、養護教諭や専科の教員等は、知り得た情報を積極的に担任、生徒指導主任、管理職に報告し共有する。また、特定の教員が問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で組織的に迅速に対応する。
③生徒指導主任は、速やかに管理職に報告する。また、関係職員にも周知する。
④管理職は、報告・連絡・相談を受けた際は、必ず具体的な指示（児童や保護者への対応・指導、教職員の組織的対応等）を出し、適宜確認しながら、ケース会議を開く、分担や役割をして組織的に動く等、速やかに対応できるようにする。
⑤解決しても見届けを長期的に行う（２週間後、１月後、３ヶ月後、次年度）

第４　いじめの早期解決への取組　（組織で）

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。関係保護者には正確な情報を把握し迅速・誠実に連絡を入れる。

（１）いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。
本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
③不安を除去し、安全確保に努める。
④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
⑤不安を抱いている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

（２）いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

（３）周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

（４）見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをすることは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが

重要である。
①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

（５）学級全体への指導
いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。
①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

第５　家庭や地域、関係機関との連携

（１）家庭・地域との連携協力の強化
①懇談会や教育相談、個人面談を活用して積極的に情報収集に努める。
②「いじめ防止基本方針」の概要を保護者会や地域の会において説明し、情報提供や協力支援を依頼し、学校・家庭・地域の連携協力の重要性について理解を得る。

（２）ＰＴＡのネットワーク構築
保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。
保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

（３）学校応援団や地域の方による学校支援での取組
日々の教育活動で、学校応援団による外部教育力の積極的な導入、地域の方との交流、民生委員や児童委員の取組等により地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。いじめについて、学校内外での見守りを協力していただき、情報収集を行う。

（４）関係機関との連携
平素から関係機関（教育センター、南児童相談所、警察、医療機関等）と情報共有できる体制づくりをするとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士等専門家と連携して対応する。

（５）いじめ問題取組の重要性の普及啓発
いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するために、様々な機会を捉えて普及啓発を図る。

（６）学校運営協議会による取組
いじめ問題やいじめ防止に関して、学校、家庭、地域が連携して取り組めるよう協議し、いじめ防止の推進を図る。

第６　いじめ防止対応校内組織

いじめ対策推進法第 22 条に基づき、本校のいじめ防止の対策のために、「戸田南小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ防止対策委員会 A

管理職・主幹教諭・生徒指導委員会・教育相談主任・養護教諭
道徳主任・人権教育主任

※　いじめ防止の校内体制や対策の点検・確認、改善・充実を行う。いじめアンケート結果等いじめに関する情報交換を行い、共通理解を図るとともに対応策について協議・決定する。
※　個々の事案対処にあたっては、関連する学年主任や教職員も含める。

いじめ防止対策委員会 B

いじめ防止対策委員会Ａ
PTA 会長・学校運営協議会委員・SC・SSW
さわやか相談員・臨床心理士・教育センター専門員　等

※　通常は、いじめ防止対策委員会Ａの構成員で委員会を実施するが、重大事件等必要に応じて学校長の判断で、いじめ防止対策委員会Ｂを招集する。

第７　インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いＩＣＴ化が益々進展し、スマートホン等の所有率も年々上昇している。

本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している児童の数は増加している。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

（１）児童たちが利用する機能・サイト

①ＳＮＳ

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でＩＤやパスワードが必要になる。最近では LINE、カカオトークなどが有名。

②リアル

リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、自分の行動等を文書で書く日記形式のサイト。Instagram や twitter や Facebook が有名。

③掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。

（２）ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①児童に対して

(ア)総合的な学習の時間や各教科等を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

(イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。

(ウ)ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。

(オ)学年ごとにネットモラル啓発ＤＶＤを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やＰＴＡの会合等で発信する。

(ウ)学区内町会長へ、地区地域の会等で情報モラルの講演会の実施しを働きかけ、地域住民への啓発を図る。

第８　いじめ問題にむけての校内フロー図

さ最悪の事態を想定し　し慎重に　す素早く　せ誠意をもって　そ組織で対応

対応の流れ	レベル	教職員の動き	留意点
1　いじめ情報のキャッチ（認知） 2　報告 ・憶測を入れずに事実を報告（些細なことでも）	レベル1	担任 ← 情報 ← 教職員 保護者 児童生徒 等 担任 → 報告 → 学年主任 生徒指導主任 管理職 担任 ← 指示 ← 学年主任 生徒指導主任 管理職 学年主任 生徒指導主任 管理職 → 報告 → 担任 担任：些細なトラブルは即指導 ※保護者との連携 ※経過観察	●定期的にいじめアンケート調査を実施すると早期発見につながります。 **●小さな危機を見逃していませんか。いじめの見て見ぬふり対応をしていませんか。（ただ様子を見る＝いじめを育てる）** ●訴え、申し出があった場合には、**その日に行動**します。（指導の結果は、必ず管理職に報告）
3　事実関係の正確な把握・情報収集 ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 ・他児童生徒、教職員からの情報収集	レベル2	いじめと認知、判断 ↓ 管理職の指示に基づく関係教職員による組織的対応 いじめられた子 / いじめた子 関係児童生徒 / 関係教職員 情報収集 情報の共有・突き合わせ 全体像の把握（５Ｗ１Ｈの記録） 報告 → 管理職 指示 → 関係教職員 保護者対 ※緊急の対応が必要な場合、学年・学級の全児童生徒との面談を実施します。 ※いじめられた子の心のケアに努めます。 保護者へ早急に連絡し、本日から、学校が一丸となって誠意をもって対応すること、面談、連絡等を密にすることを伝えます。 報告 → 管理職	**●管理職のﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟを発揮する** 担任が一人で苦戦しないよう的確な具体的指示を出します。 **●面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート** ●丁寧にじっくりと話を聴きます。 ＜悪い対応例＞ ×あなたにも問題があるね。 ×考え過ぎ､気にしすぎじゃないの。 ×お子さんにも問題がある。 **×様子を見ましょう。** ●双方から聴き取る際、**いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふうに感じたか、**具体的に聴きます。 ●記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有します**（憶測、推測を入れない）** **●毅然とした対応**とは、一方的に説諭、説教、反省文の強制をすることではありません。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応することが重要です。

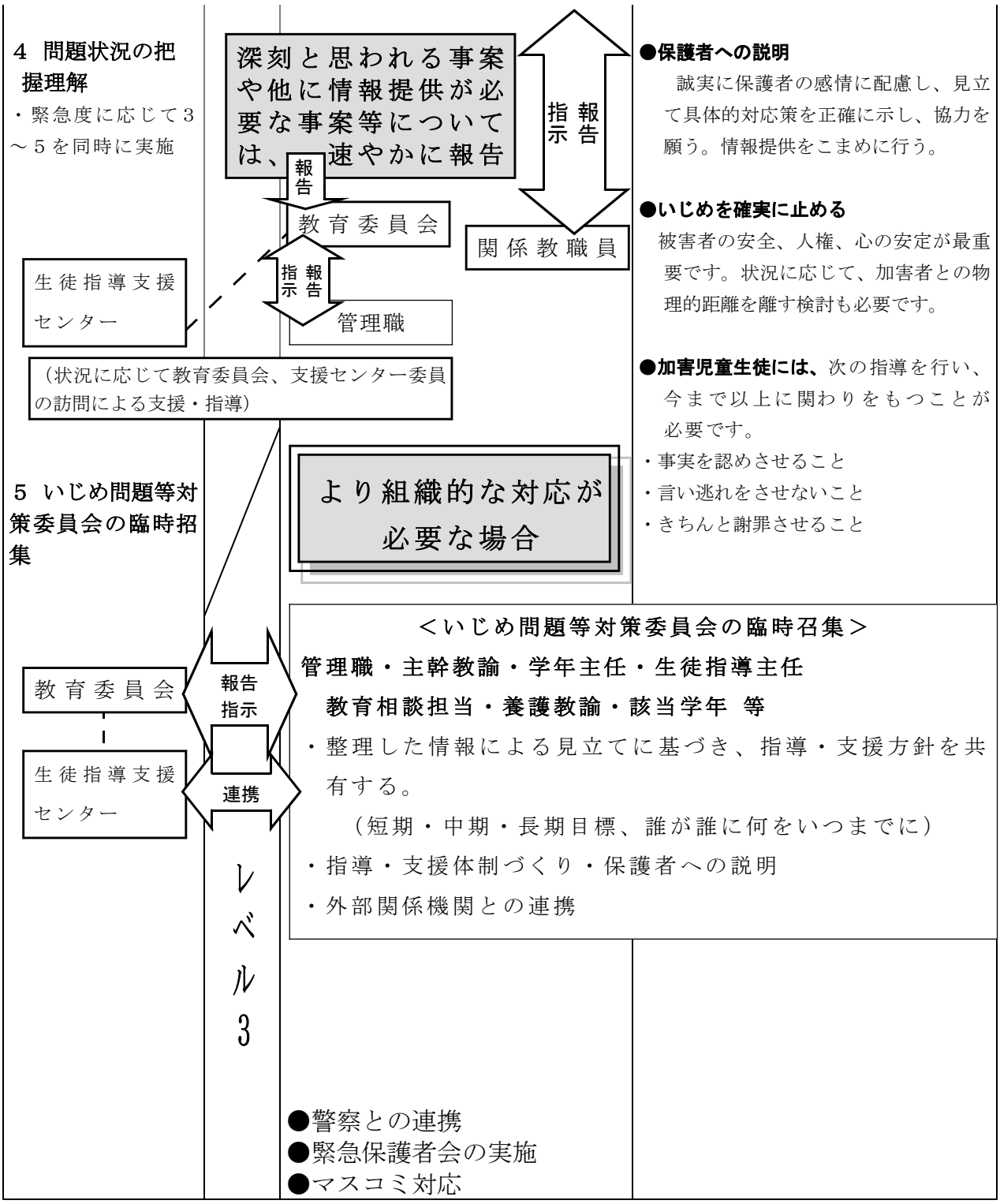
4 問題状況の把握理解
・緊急度に応じて３～５を同時に実施
深刻と思われる事案や他に情報提供が必要な事案等については、速やかに報告
報告
教育委員会
指示 報告
関係教職員
生徒指導支援センター
指示 報告
管理職
（状況に応じて教育委員会、支援センター委員の訪問による支援・指導）
●保護者への説明
誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。
●いじめを確実に止める
被害者の安全、人権、心の安定が最重要です。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要です。
●加害児童生徒には、次の指導を行い、今まで以上に関わりをもつことが必要です。
・事実を認めさせること
・言い逃れをさせないこと
・きちんと謝罪させること
より組織的な対応が必要な場合
5 いじめ問題等対策委員会の臨時招集
教育委員会
報告
指示
生徒指導支援センター
連携
＜いじめ問題等対策委員会の臨時召集＞
管理職・主幹教諭・学年主任・生徒指導主任
教育相談担当・養護教諭・該当学年 等
・整理した情報による見立てに基づき、指導・支援方針を共有する。
（短期・中期・長期目標、誰が誰に何をいつまでに）
・指導・支援体制づくり・保護者への説明
・外部関係機関との連携
レベル3
●警察との連携
●緊急保護者会の実施
●マスコミ対応

第９　いじめ防止推進法第２８条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第 28 条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第 28 条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に上げる場合には、その事態（以下重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供に必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態とは（いじめを受けた児童の状況に着目して判断する）

○生命・心身又は財産に重大な被害があった場合
- 児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合
- 欠席の目安は年間３０日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
- いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合

重大事態への具体的な対応

（１）当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ防止対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害児童への支援、加害児童への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する児童間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

①いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童から可能な限り聞き取った上で、在籍児童や教職員に対する調査（質問紙調査や聞き取り調査）を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供

してくれた児童を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明ら かになり被害児童の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめを受けた児童へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

②いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

当該児童が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍児童や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

(ア)背景調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。

(イ)在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ)死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(エ)詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。

(オ)調査を行う組織は、本校の「いじめ防止対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。

(カ)背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみに依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。

(キ)客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。

(ク)本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。

(ケ)情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

（２）調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

（３）いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

・冷やかし・からかい（名誉毀損罪）　・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）

・暴力（傷害罪）・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪）・いやな事をやらせる（強要罪）

第１０　いじめ防止に係る年間行事予定

	内容　及び　対象学年　等
４月	・第１回生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会） ・学年・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年) ・懇談会において基本方針概要説明と協力依頼（保護者） ・縦割り編成と縦割り活動の目的を指導（全学年） ・１年生を迎える会（新入生を思いやる心の育成） ・教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・地域訪問による情報収集…年度当初１週間（担任） ・倫理確立研修（基本方針の共通理解を図る） ・学校運営協議会での説明と協議（学校運営協議会委員）
５月	・生徒指導委員会 ・心のアンケート調査実施（全学年） ・運動会に向けての取組（学年の枠を超えて協調性を育む） ・PTA 総会における協力依頼（管理職あいさつの中で） ・第３学年校外学習（第３学年児童の協調性を培う）
６月	・生徒指導委員会 ・個人面談における情報交換（教職員と保護者） ・第２学年校外学習（第２学年児童の協調性を培う） ・林間学校に向けての取組（第５学年児童の協調性を培う） ・学校運営協議会
７月	・生徒指導委員会 ・授業参観懇談会（道徳授業の公開及び懇談会による情報交換） ・学校保健委員会における協力依頼 ・教育課程研究協議会の報告会（生徒指導事例研含） ・家庭教育学級（校長講演会における協力依頼）
８月	・基本方針に基づく取組の評価・改善の検討 ・第５学年社会科見学（第５学年児童の協調性を培う） ・夏休み作品展（互いの作品のよさを認め合う鑑賞会）
９月	・生徒指導委員会 ・授業参観（道徳授業の公開） ・学校運営協議会
１０月	・生徒指導委員会 ・教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・第６学年市内陸上運動会（他校児童との交流・親睦） ・就学時健康診断（第６学年児童…思いやりの心を培う） ・第６学年修学旅行（第６学年児童の協調性を培う） ・第１学年校外学習（第１学年児童の協調性を培う） ・第４学年社会科見学（第４学年児童の協調性を培う）
１１月	・生徒指導委員会・生活朝会におけるいじめ防止の校長講話 ・校内音楽会（他学年との交流・よさを認め合う心の育成） ・第２学年校外学習（第２学年児童の協調性を培う） ・第５学年球技大会（他校児童との交流とチームでの協調性を培う） ・小中市内音楽会（他校児童生徒との交流・親睦・よさを認め合う） ・校内持久走大会（各学年相互に励まし合う心の育成）
１２月	・生徒指導委員会 ・南小まつり（他学年との交流・よさを認め合う心の育成）

	・教育相談研修会（配慮児童等についての情報交換） ・学校運営協議会 ・心のアンケート調査実施（全学年）
１月	・生徒指導委員会 ・書き初め展（他学年との交流・よさを認め合う心の育成）
２月	・生徒指導委員会 ・教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・アンケート調査実施（全学年） ・入学説明会（本校基本方針の概要説明と協力依頼） ・教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・基本方針に基づく取組の評価・改善の検討、次年度の取組作成 ・６年生を送る会（感謝の心の育成） ・お別れ縦割り遊び（感謝の心、思いやりの心の育成） ・幼・保・小連絡会（情報交換）
３月	・生徒指導委員会 ・懇談会における情報交換と連携（担任と保護者） ・ありがとう朝会（市費職員へ対する感謝の心の育成） ・小中学校連絡会（情報交換） ・学校運営協議会（今年度の教育活動についての報告・まとめ）

第１１　いじめ防止全体構想

戸田市立戸田南小学校　いじめ防止全体構想

基本認識

「いじめはどの学校・学級にも起こりうる」「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではない」という基本認識に立ち、本校に在籍する全児童が、安心安全な学校で、「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもって、全力で教育活動に取り組む。

〔 いじめ防止対策委員会 〕

〈目的〉いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する措置を実効的に行う。

〈構成員〉委員会 A：管理職・主幹教諭・生徒指導委員会・教育相談主任・養護教諭
道徳主任・人権教育主任　等

委員会 B：委員会 A・PTA 会長・学校運営協議会委員・SC・SSW
さわやか相談員・臨床心理士・教育センター専門員　等

全教職員共通理解の下組織的に対応

未然防止	早期発見	早期解決
児童の自助公助の取組を積極的に支援し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育むために全力を傾注する。 1　「わかる授業」「楽しい授業」の推進 2　大切な一員であることを実感できる学級づくり 3　相互を認め、思いやる「豊かな心」の推進 4　PTA のネットワークの構築 5　学校応援団による学校支援	児童の僅かな変化を見逃さず、深刻化する前に早期に対応にあたる。 「さ・し・す・せ・そ」の徹底 （さ）最悪の事態を想定し （し）慎重に　（す）素早く （せ）誠意をもって （そ）組織で対応 1　児童のサインを見逃さない 2　教職員間の情報共有に努める 3　家庭・地域との連携協力の強化を図る	いじめを発見したり、通報を受けたりした際は、速やかに組織で対応し、早期解決に向けて取り組む。 1　いじめられている児童支援 2　いじめている児童指導 3　はやし立てる児童対応 4　見て見ぬふりをする児童対応 5　学級全体への指導

インターネットを通じて行われるいじめの対策

1　児童に対して
- 総合的な学習の時間や教科等を活用して、情報モラルについての指導
- 防犯教室（県警）や情報セキュリティ講演会（関連会社）の実施
- ネットモラル DVD の視聴により意識の深化を図る

2　保護者・地域に対して
- 防犯教室や講演会への参加を呼びかけ、情報モラルへの意識の向上を図る
- ネットトラブルや被害についての実態を懇談会や地域会合で発信する

重大事態への対応

1　被害児童の保護・支援
2　加害児童への働きかけ
3　いじめ防止対策委員会による事実調査
4　市教委や関係機関との連携
5　保護者・地域との連携
6　いじめ防止対策推進法に基づく対応

第１２　いじめ防止啓発資料等　（いじめ防止リーフレット）

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなでつくろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。

そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。

伝えたいわたしたちのメッセージ

≪いじめられている人へ≫

- どうしたの。たすけてねっていってね。（小１）
- だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。（小２）
- わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。（小３）
- 先生に相談しようよ。わたしも行くから。（小４）
- 勇気をだしてね。助けるよ。（小５）
- 一人じゃないよ。まわりに頼ってね。（小６）
- つらいけれど死んではだめだよ。（中１）
- 必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。（中２）
- 無理してがまんしなくていいよ。相談してね。（中３）

≪いじめを見ているまわりの人へ≫

- みてるだけじゃかわいそうだよ。（小１）
- かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。（小２）
- いじめられるのを見て何とも思わないの。（小３）
- いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。（小４）
- いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。（小５）
- 黙ってみていないではっきり言おうよ。（小６）
- いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。（中１）
- 自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。（中２）
- いじめはちょっとしたことから起こる。友達のいいところを見つけようよ。（中３）

≪いじめている人へ≫

- だめだよ。かわいそうでしょ。（小１）
- よわいものいじめなんてだめだよ。（小２）
- 自分もされたらいやでしょ。（小３）
- いじめても何の得にもならないよ。（小４）
- 何が楽しいの。調子にのらないで。（小５）
- いじめている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。（小６）
- 弱い人に手をだすのはひきょうだよ。（中１）
- 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。（中２）
- いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。（中３）

平成２４年９月　戸田市教育委員会

戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成１３年１０月１日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは　きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）
わたしたちは　優しさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）
わたしたちは　自然をまもり、きれいなまちにしましょう（地域）
わたしたちは　一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）
わたしたちは　希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら・・・ 誰かに話そう！
もし、いじめを見たら・・・ 声をかけよう！

相　談　し　よ　う！

・戸田市立教育センター相談室　☎：048-434-5670
（祝日、年末年始を除く毎日　9:00　～　17:00）

・埼玉県立総合教育センター　よい子の電話教育相談　☎：0120-86-3192
（毎日２４時間）

・埼玉県警察少年サポートセンター　☎：048-861-1152
（日曜、祝日、年末年始を除く毎日　8:30　～　17:15）

戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から

いじめられていると感じているあなたへ
そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ
本当は自分が傷ついているのかもしれません。本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ
勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたのではありません。話してみて、いっしょに考えましょう。

戸田市では、いじめを絶対許さない！
平成25年1月18日
戸田市教育委員会
戸田市立中学校生徒会いじめ対策委員会
戸田市中学校
いじめ撲滅宣言
いじめられている人へ
いじめている人へ
傍で見ている人へ

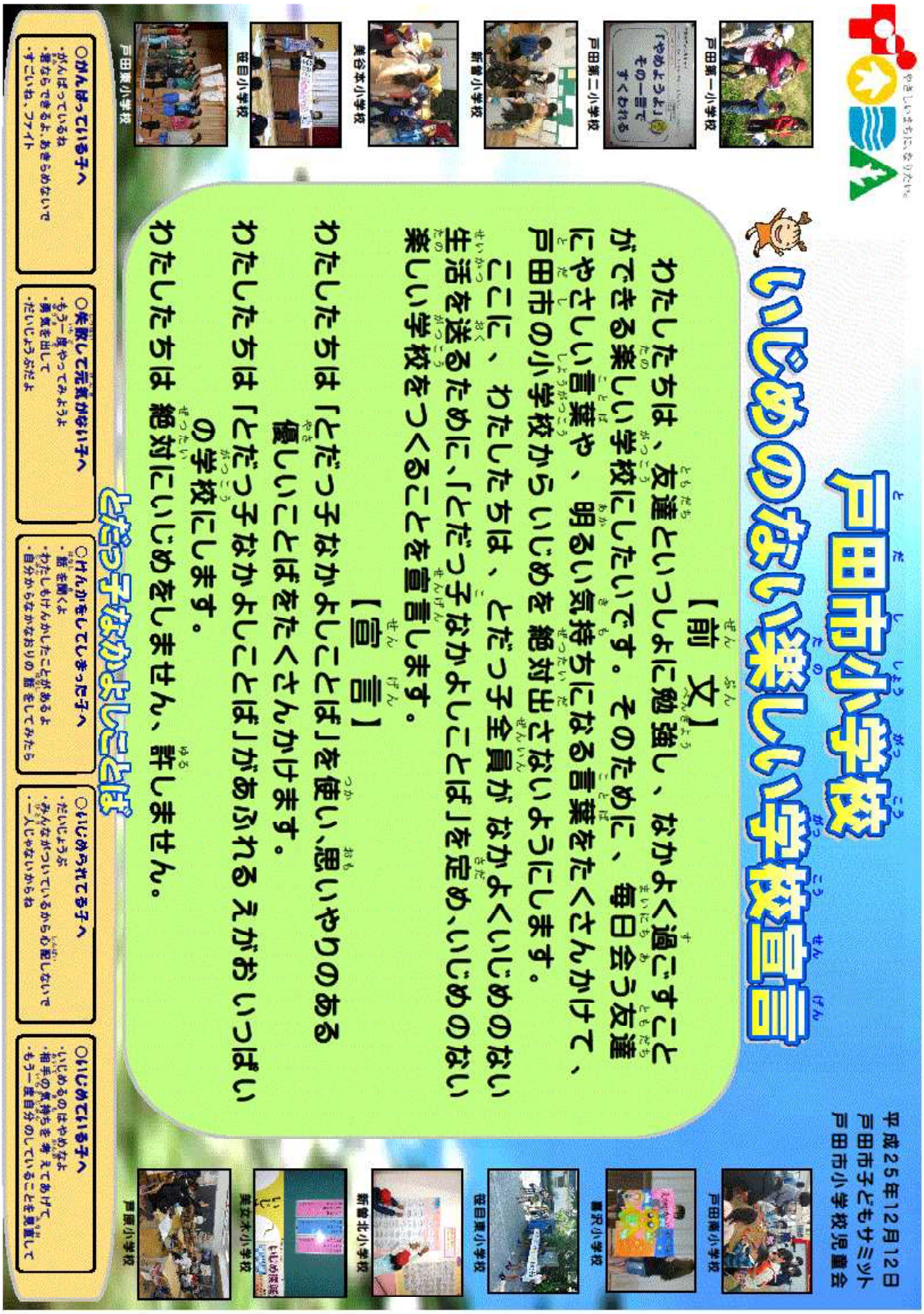
やさしいまちになりたい。
戸田市小学校
いじめのない楽しい学校宣言
平成25年12月12日
戸田市子どもサミット
戸田市小学校児童会
【前　文】
わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことができる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友達にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。
ここに、わたしたちは、とだっ子全員がなかよくいじめのない生活を送るために、「とだっ子なかよしことば」を定め、いじめのない楽しい学校をつくることを宣言します。
【宣　言】
わたしたちは「とだっ子なかよしことば」を使い、思いやりのある優しいことばをたくさんかけます。
わたしたちは「とだっ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱいの学校にします。
わたしたちは絶対にいじめをしません、許しません。
とだっ子なかよしことば
○いじめている子へ
・いじめるのはやめなよ
・相手の気持ちを考えてあげて
・もう一度自分のしていることを見直して
○いじめられてる子へ
・だいじょうぶ
・みんながついているから心配しないで
・一人じゃないからね
○けんかをしてしまった子へ
・話を聞くよ
・わたしもけんかしたことがあるよ
・自分からなかなおりの話をしてみたら
○来取して元気がない子へ
・もう一度やってみようよ
・勇気を出して
・だいじょうぶだよ
○がんばっている子へ
・がんばっているね
・君ならできるよ、あきらめないで
・すごいね、ファイト
戸田第一小学校
戸田第二小学校
新曽小学校
美谷本小学校
笹目小学校
戸田東小学校
戸田南小学校
美沢小学校
笹目東小学校
新曽北小学校
美女木小学校
戸原小学校